

お子さんに個人通知を発送しています

こどもの予防接種をお忘れなく



●問い合わせ 健康づくり課（東庁舎2階 ☎34-3217 ☎39-2523）

市では、該当のお子さんに予防接種の種類ごと個人通知を発送し、医療機関で個別接種を行っています。通知がお手元に届いたら、計画的に接種しましょう。

平成30年度 松本市こどもの定期予防接種一覧

通知発送対象者	発送時期	ワクチン種類	回数	公費(自己負担なし)で接種できる年齢
生後2カ月 (30年2月1日～ 31年1月31日生)	生後2カ月 到達月 5日頃	B型肝炎	3回	1歳の誕生日前日まで
		ヒブ 初回	3回	生後2カ月から5歳の誕生日前日まで (接種開始月齢により接種回数が異なるので注意)
		小児用肺炎球菌 初回	3回	
		四種混合 1期初回	3回	生後3カ月から7歳6カ月を迎える日の前日まで
		BCG	1回	1歳の誕生日前日まで
1歳 (29年4月1日～ 30年3月31日生)	1歳 到達月 5日頃	ヒブ 追加	1回	生後2カ月から5歳の誕生日前日まで (初回終了後7カ月以上あけて接種)
		小児用肺炎球菌 追加	1回	1歳から5歳の誕生日前日まで (初回終了後60日以上あけて接種)
		四種混合 1期追加	1回	生後3カ月から7歳6カ月を迎える日の前日まで (1期初回終了後6カ月以上あけて接種)
		麻疹風しん 1期	1回	1歳から2歳の誕生日前日まで
		水痘	2回	1歳から3歳の誕生日前日まで
3歳 (27年3月1日～ 28年2月28日生)	3歳 到達翌月 10日頃	日本脳炎 1期初回	2回	生後6カ月から7歳6カ月を迎える日の前日まで
4歳 (26年4月1日～ 27年3月31日生)	4歳 到達月 10日頃	日本脳炎 1期追加	1回	生後6カ月から7歳6カ月を迎える日の前日まで
平成24年度生 (24年4月2日～ 25年4月1日生) ※保育園等の年長	30年4月下旬	麻疹風しん 2期	1回	5歳以上7歳未満であり、小学校就学期前日まで (平成31年3月31日まで)
9歳 (21年3月1日～ 22年2月28日生)	9歳 到達翌月 10日頃	日本脳炎 2期	1回	9歳から13歳の誕生日前日まで
11歳 (19年3月1日～ 20年2月29日生)	11歳 到達翌月 10日頃	二種混合 2期	1回	11歳から13歳の誕生日前日まで
平成12年度生 (12年4月2日～ 13年4月1日生) ※高校3年生相当	30年6月下旬	日本脳炎 2期	1回	20歳の誕生日前日まで
通知なし (希望者に手渡し)		子宮頸がん 予防ワクチン	3回	小学校6年生から高校1年生相当の女子 ※子宮頸がんワクチンは、厚生労働省から積極的勧奨の差し控えを受け、通知発送はしていません。 接種を希望される方は、健康づくり課までお問い合わせください。

*日本脳炎の特例対象者として、積極的勧奨を差し控えた期間（平成17年度から22年度途中まで）の影響を受けた方（平成10年4月2日～19年4月1日生まれ）は、20歳の誕生日前日までの間、日本脳炎の接種を、定期予防接種として受けられます。

《転入または紛失等で、お手元に接種券がない場合は》

母子手帳を確認しながら、未接種の予診票兼接種券をお渡します。母子手帳を持って、健康づくり課（東庁舎2階）、または市内の保健センターにお越しください。



こどもの任意予防接種の補助について

松本市独自の事業として、お子さんの「おたふくかぜ」と「B型肝炎」の任意予防接種費用の一部を補助しています。ぜひ補助券を利用して、予防接種を受けましょう。



任意接種に対する補助対象者と申請方法

予防接種名	おたふくかぜ	B型肝炎
補助対象者	1歳～2歳の誕生日前日まで	1歳～年長相当 (小学校就学始期前日3月31日まで)
補助金額	3,000円	2,500円
補助回数	1回	3回まで
申請方法	接種する前に、母子手帳を持参し、市役所健康づくり課、または、市内の保健センター窓口にて申請をしてください。(説明後、補助券を交付します)	
費用	補助券と母子手帳を持参し、市内実施医療機関で予防接種後、市の補助額をひいた金額を医療機関窓口にお支払いください。(任意予防接種のため、医療機関により自己負担額は異なります。)	

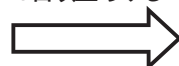
接種間隔を守りましょう

予防接種を安全に受けるために、決められた接種間隔を守りましょう。

生ワクチン接種

麻しん風しん混合・BCG・おたふくかぜ・水痘・ロタ など

27日以上あける

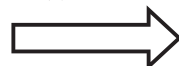


別のワクチン接種

不活化ワクチン接種

ヒブ・小児用肺炎球菌・二種混合・四種混合・日本脳炎・子宮頸がん・不活化ポリオ・B型肝炎・インフルエンザなど

6日以上あける



別のワクチン接種

※同じ予防接種を複数回受けるときも、決められた接種間隔がありますのでご注意ください。

長期療養のため

予防接種ができなかった方への経過措置

長期療養が必要な疾患により、定期予防接種ができずに規定の年齢を超えてしまった方を対象に、接種可能になった日から2年間に限り、定期予防接種として公費(自己負担なし)で接種が受けられます。

対象疾患などは国で指定されており、一部の予防接種は接種可能上限年齢が設定されています。事前に市への申請と主治医による証明書(市規定様式あり)が必要です。

詳細は、健康づくり課へお問い合わせください。



里帰りなどで

県外医療機関で定期予防接種を受診する方

○長野県内の医療機関で接種する場合

市から郵送した予診票をそのまま使用して接種できます。

「長野県予防接種相互乗り入れ制度」に参加している県内医療機関で接種できます。接種可能な医療機関については、健康づくり課へお問い合わせください。

○長野県外の医療機関で接種する場合

費用の一部を補助します。事前に申請が必要ですので、接種する前に母子手帳を持参し、健康づくり課、または市内の保健センターで手続きをしてください。

★平成30年度 高齢者肺炎球菌予防接種は 7月1日開始予定です

※詳細は、『広報まつもと』7月号でお知らせします。

問い合わせ	市役所健康づくり課(東庁舎2階)	☎34-3217
	南部保健センター(双葉4-8 なんぶくプラザ2階)	☎27-3455
	北部保健センター(元町3-7-1 ふくふくらいず2階)	☎38-7677
	中央保健センター(中央1-18-1 Mウイング5階) ※第2・4水曜日は休館	☎39-1119
	西部保健センター(波田6908-1 波田保健福祉センター内)	☎92-8001